

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第13回通常総会のご案内



当会は2009年3月5日に内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度を担う「適格消費者団体」として認定を受け、2度の更新を経て、8年目となる活動を開始しました。2015年度は(株)ピーシーデポコーポレーションに対し消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行なった他、9事業者に対し、4件の申入れ、10件の問合せ活動を行い、活動委員会としても3事業者に対し広告表示改善要望などを行いました。

本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第13回通常総会を開催いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日 時：2016年6月24日（金） 10：30～11：20
2. 会 場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ10階）
3. 議 題：

第1号議案	2015年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款変更の件
第3号議案	役員選任の件
報 告	第1回理事会報告 2016年度事業計画と活動予算 活動委員会の活動報告

正会員の皆様へ

正会員の皆様には、6月上旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠届、及び、欠席の場合は書面議決書を返送くださいますようお願いいたします。

賛助会員の皆様へ

賛助会員の皆様には、6月上旬頃、議案書ならびに出欠連絡票をお送りします。出欠について事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

記念講演のご案内

- 日 時： 6月24日（金） 11：30～12：30（総会に続けて同会場で開催します）
講演内容： 「携帯電話をめぐるトラブルの現状～電気通信事業法改正を踏まえて～」
詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2016年4月～5月）

現在までに書面による事前の差止請求を行なった事案 ※詳しくはなくす会ホームページをご参照

業種 (事業者名)	問題とした主な 不当条項	成果・経過等
(株)ピーシーデポ コーポレーション 【継続中】	サポートサービスの 解約について	損害賠償額の定め、スマートサービスの解約月の定めについて、規定の改定、条項の削除を求め3月に行なった消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求に対し、平成28年8月を目途に規約を改定するとの回答が届いたため、直ちに訴訟提起は行わないとの判断です。継続して検討を行なっています。

この間新規に申入れを行なった案件はありません。主な進捗状況を報告

チケット売買 事業者 【改善】	チケット売買に関する利用規約の、キャンセル料、免責条項などについて	割引チケット購入サイト(ポンパレ:(株)リクルートホールディングス)が使用する利用規約の当該事業者の責任の範囲、加盟店との契約について改定された利用規約を受領、改善が確認できたため、申入れを終了しました。
心理カウンセラー 養成学校 【継続中】	入学金不返還条項などについて	受講のキャンセルや退学を認めず、また退学の時期に関わらず受講料不返還の条項等について問合せた結果、キャンセルポリシー（退学、契約解除の申し出があった際の対応）が明確化されました。表記修正依頼中です。
健康食品事業者 【継続中】	Web上の表記について	無料だと思い申し込んだところ、4回購入が条件だったなどの表示の問題について、問合せを行ないました。

※その他、資格取得通信学校、互助会などについて検討を行なっています。

★ この間の主な会議 ★

第5回理事会（協議事項：第13回通常総会議案 一次案など）（3/25）

第5回検討委員会（3/25）、運営促進会議（4/20）

第9回活動委員会（4/12）、第12回日弁連と適格消費者団体との懇談会（4/7）



★ 消費者庁の地方移転に関する「基本方針」への反対意見書を提出 ★

3月22日に政府より公表された「政府関係機関移転基本方針」のうち、消費者庁の地方移転について、強く反対する意見書を関係省庁宛て提出しました（2016年4月4日）

会費納入のお願い

- 会費納入のお願いを前回のニューズレターに同封させていただきました。早めの納入をお願いいたします。
会費：一口/年 個人正会員：3,000円 個人賛助会員：1,000円
【振込先】 埼玉りそな銀行 浦和中央支店
普通 No.5098908
(特非) 埼玉消費者被害をなくす会
【問合せ】 埼玉消費者被害をなくす会 事務局
TEL 048-844-8972



会員募集!

団体正会員、個人正会員としてなくす会の活動を支えていただけの団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。
ご協力よろしく
お願いいたします。



活動委員会 2015年度・1年間の活動報告



★ 活動委員会では、景品表示法をはじめとして、法にとらわれない消費者目線で広告チェックなどの活動を行なっています。

事業者	改善要望	事業者回答
A社 健康食品 【改善】	◆アレルギー表示などの重要事項、その他、文字が小さく読みづらい箇所を見やすく改善を	◆改善する ◆8ポイント以上になるよう努める ⇒新聞本紙、折込広告で改善を確認。
B社 通販会社 【改善】	◆インターネットでの販売価格はいつでも割引価格であるのに、テレビ通販価格では放送終了後 30 分のみ割引価格が適用される理由について	◆番組終了後 30 分に申込みを集中されることにより、お客様を待たせる時間を少なくするため ⇒事業者を面談行い、「インターネットでも同様のキャンペーンを行っています」とのテロップを入れる
C社 健康食品 【改善】	◆テレビCM、インターネット広告、新聞広告における「今から 30 分以内」など、判断を急がせる表記の改善を ◆キャンペーン用の商品で、実際にはない袋数の商品であるのに「半額」などと比較する表示の改善を	◆「今から 30 分以内」の表記はなくす ◆現在のキャンペーン終了後は継続しない。「今だけ!・半額」の表記もなくす
D社 美容製品事業者 【確認中】	◆テレビCMにおける、特典が適用されるのは「今から 30 分以内」との表記の改善を ◆テレビCMにおける「今から 30 分以内」との表記の改善を	ホームページにおける、テレビCMと同様の特典企画を終了する 念のため同様のCMを複数回放映していることを注記する
B社 美容製品医薬品事業者 【改善】	◆テレビCMにおいて、商品を半額で購入できるのは「今から 10 分以内にお申し込みの方に限り」などの表記の改善を ◆どのように変更予定なのか、お知らせいただきたい	表記を改善する。(当該事業者所在の)県からも同様の指摘がある。 今後の広告原稿を添付の通り修正する

【その他の活動】

- 消費者被害アンケートめやすばこ・・・2015年10月～2016年1月に『機能性表示食品について』のアンケート調査を実施し、有効回答 972 枚を集約しました。
- パブリックコメントの提出・・・総務省「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備案」に関し、2015年12月24日付けで意見を提出しました。主な意見は以下の通り。
 1. 説明義務の充実について（料金プランやオプションを含むサービスなどの簡素化を進めるよう、業界全体への指導を。また、平易な表現での説明を）
 2. 書面交付義務の導入について（期間拘束、有料オプション、セット販売したタブレット、Wifiルーター等などについての書面交付を。各社、各店舗、共通書面の適用を、など）
 3. 代理店（媒介等業務委託者）に対する指導等の措置について（過量なオプションサービスの付加及びセット販売を制限し、代理店への指導の強化を。電気通信販売事業者が、すべての代理店の販売方法、オプション、サービスについて把握できる体制作りの義務化を、など）

活動委員会では、
事業者向け《クレジットカードセキュリティ対策に関するアンケート》実施中

【概要】

クレジットカード番号の情報が加盟店への不正アクセスや漏えい事故によって不正取得され、カード会員が知らないうちに不正利用される被害が増えています（平成27年の被害額120億円）。

カード会社はICチップを搭載したカードの発行を進めており、ICカードが7割程度まで普及しているようです。しかし、店舗取引の加盟店の多くはPOSレジのカード読み取り端末機が従来の磁気方式のままであるため、磁気カードとして利用されている状態です。また、ネット取引のサイト業者の多くは、「有効期限+暗証番号」だけで決済を行う方式のため、成りすましによる不正利用が容易です。つまり、加盟店側の対応の遅れによって、カード情報の漏えい・不正利用対策が進んでいないと指摘されています。

そこで、埼玉消費者被害をなくす会の活動委員会は、消費者が安全にクレジットカード決済を利用できるセキュリティシステムが速やかに整備されることを願って、各分野の主な販売店・サイト業者のカード決済システムの現状がどの程度整備されているのか、今後どのようなスケジュールで対応する予定であるかについて、埼玉県内に店舗がある企業を中心にアンケート調査を実施しています。

対象：百貨店、スーパー、家電量販店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、衣料品店など52社

実施期間：2016年5月

集計予定：2016年6月中

集計結果は、ICカード対応端末機を既に導入している加盟店や3Dセキュア方式を導入していると回答いただいた事業者については実名を公表し、それ以外の事業者については匿名で取扱う予定です。集計後、なくす会ホームページに掲載します。



- ※ 今後、【消費者被害アンケート・めやすばこ】として10月を目途に消費者に向けたクレジットカードのトラブルや使用状況などについてのアンケートを実施する予定です。
- ※ また、8月29日に学習会「クレジットカードセキュリティ対策、紛失・盗難による不正利用被害防止について（仮）」を開催します。詳しくは今後ご案内いたします。

★ 消費者大会実行委員会より 第52回消費者大会は10/12に開催！ 会場が変わります ★

第2回プレ学習会

内容：未定

日時：7月21日（木）10時30分～12時

会場：市民会館うらわ
7F 会議室



第52回埼玉県消費者大会

日時：10月12日（水）10時30分～

会場：さいたま市文化センター
（JR南浦和駅）

*全体会記念講演、分科会について今後ご案内します



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや！）（0570-064-370）